

日本歯科医師会

会費免除申請 受付のご案内

- 傷病により会費の納入が極めて困難な会員
- 出産・育児で就業が制限された女性会員
- 自然災害等により被害を受けた会員

日歯では、公益社団法人日本歯科医師会会費免除規程に基づき、毎年9月1日より12月末日まで、ご所属の都道府県歯を通じて会費免除申請を受け付けます（直轄準会員の申請は日歯で直接受け付けます）。

会費免除は、①傷病により会費の納入が極めて困難な会員、②出産・育児で就業が制限された女性会員、③自然災害等（地震・台風・水害等の自然災害のほか、ガス爆発等による人為的な被害も含む）により被害を受けた会員について、各要件を満たし、理事会が適当と認めた場合に、一年度分の会費（同年度内における前期分および後期分による一年度分の会費）を免除します。

なお、会費免除となる会員は、会費免除を審査する日歯理事会開催日に生存し、かつ日歯に在籍していることを要します。また、傷病、出産・育児、自然災害等による会費免除の事由が同年度内に発生した場合は、原則、会費免除の適用はいずれかの事由により一年度分限りとなります。

申請手続き等の詳細は、ご所属の都道府県歯または日歯の会計・厚生会員課（厚生会員部門：TEL 03-3262-9323）までお問い合わせください。

会費免除要件と申請書類

① 傷病により会費の納入が極めて困難な会員の場合

1. 要件

傷病により会費の納入が極めて困難で、控除前の総所得金額が300万円未満となった会員

2. 申請書類

会費免除申請書・診断書・申請の前年における控除前の総所得金額300万円未満を示す所得（課税）証明書・印鑑登録証明書・その他

「所得（課税）証明書」のみで控除前の総所得金額が300万円未満であることを確認することが困難であるため、「所得税確定申告書一式（第一表、第二表、第三表、必要に応じて第四表、第五表、所得税青色申告決算書もしくは収支内訳書等）の写し」「納税証明書（その2. 所得金額の証明）」等を併せてご提出ください。また、退職所得がある場合は、退職所得の源泉徴収票も提出してください。

3. 留意事項

- ・会費免除の適用は、当該所得（課税）証明書に対し一年度分限りとし、所得（課税）証明書に示された所得の年の4月以降の年度から翌々年度分までのいずれか一年度分となります。
- ・会費免除の事由が二年度分以上続く場合は、一年度分毎に会費免除申請を行ってください。
- ・「前年における控除前の総所得金額300万円未満」は、会費免除制度を将来にわたり可及的に維持できるよう検討した上で日歯が特別に設定した基準であるため、所得税法における総所得金額の概念と異なる独自の概念となっています。
- ・申請期限は、所得（課税）証明書に示された所得の年の翌年の12月末日までとなります。

② 出産・育児で就業が制限された女性会員の場合

1. 要件

出産・育児により就業が制限された女性会員

2. 申請書類

会費免除申請書・乳児の戸籍抄本・印鑑登録証明書・その他

3. 留意事項

- ・会費免除の適用は、一乳児（ただし、双子以上の場合も一乳児とする）に対し一年度分限りとなります。
- ・申請期限は乳児が1歳の誕生日を迎える年の12月末日までとなります。

③ 自然災害等により被害を受けた会員の場合

1. 要件

自然災害等（地震・台風・水害等の自然災害のほか、ガス爆発等による人為的な被害も含む）により被害を受けた会員

2. 申請書類

会費免除申請書・公的機関の発行する罹災証明書・被災証明書等・印鑑登録証明書・その他

3. 留意事項

- ・対象とする被害は全壊または流失とみなされるものに限りします。
- ・地震・台風・水害等の自然災害のほか、ガス爆発等による人為的な被害も対象となります。
- ・会費免除対象年度は災害発生日が属する年度分またはその翌年度のいずれか一年度分となります。
- ・申請期限は、罹災証明書等に記載された災害発生日の翌年の12月末日までとなります。